

(委員会及び部会)

第44条 本会は円滑な運営を図るため、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の構成及び運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。